

若者ステップアッププログラム

ハローワークにおけるフリーター等の正規雇用化に向けた支援

- ・全国のハローワークにおいて、フリーター等に対し、向き合い型の担当者制による個別支援等を実施（強化）。
- ・特にフリーターが多い地域には、支援拠点として「わかものハローワーク」等を設置（強化）。

○ フリーター等支援事業

（初回利用時のプレ相談、正規雇用就職プランの作成、職業相談・紹介、フリーター向け各種セミナー等の実施）

ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施

- ・都道府県が主体となって、若年者に対する就職関連サービスをワンストップで提供するセンター（通称・ジョブカフェ）において、地域の実情に応じ、各種支援を実施。

トライアル雇用制度等の助成制度等の活用による就職支援

- ・ハローワークの紹介により、企業において試行雇用を行う事業の活用で正規雇用化を促進（事業主に奨励金を支給）。

○ 若年者等トライアル雇用事業 （対象年齢の拡大：45歳未満まで対象）

※平成24年度は被災9県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県）において、トライアル雇用事業の拡充型である実習型雇用支援事業を実施

地域若者サポートステーションとの連携による就職支援

- ・学校中退者やニートを支援する地域若者サポートステーションと連携し、ハローワークにおいても就職支援を実施。

若者への職業能力開発機会の提供

- ・フリーター等の正社員経験の少ない若者に対して、就職に結びつくスキルを身につけられる職業訓練等の機会を提供。

○ 求職者支援制度

○ ジョブ・カード制度